

## 互助組合の給付事業

全組合員	医療補助金	自己負担額から2,500円から控除した額の60%の額
	保養施設利用補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海の家 1泊につき2,500円(共済組合700円<sup>7</sup>より3,200円)</li> <li>・指定保養施設 1泊につき1,500円→月内7泊が限度</li> <li>・湯治温泉 1泊につき1,500円</li> </ul>
	特定保養施設利用補助費	55歳に達する年度に、組合員及び同伴者1人1泊2食(1人15,000円相当)の利用補助券を給付。有効期限はその年度のみ。(例年、使用が年度末に集中して使わない人もいる)。
	介護休暇給付金	介護休暇を取得した場合、減額された給与額(調整額含まず)の6割から共済組合の介護休業手当金の額を控除した額を給付。日で取得は児童給付。時間で取得の場合は請求が必要。
	出産補助金	組合員又は組合員の配偶者及び被扶養者が出産したとき給付。出生児一人につき50,000円。
	災害見舞金	組合員が水震、火災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき、災害の程度に対応する月数に準じた額を給付
	文化体育行事費	互助組合が企画する行事に参加した組合員及び県内各地区別に行う余暇活動事業に対し助成金を給付する
	退職生業資金	退職する時、積み立てた掛金を還付(平成14年4月1日以降の掛金は9割還付)
	組合員弔慰金	1,000,000円(22歳未満の被扶養者(子・孫)には加算有り)
	配偶者弔慰金	200,000円
被扶養者弔慰金	100,000円	
積立金還付金	退職する時、積立金を還付	
単独組合員	人間ドック補助金	組合員及び配偶者が共済組合が実施する検診に参加した場合、共済組合が定める基準に準ずる額を補助する
	人間ドック等旅費補助	離島に居住する組合員及び配偶者が居住する島内に指定ドック種別が無く島外で人間ドックを受診した場合、往復の二等船賃を給付する
離島居住者	入退院等旅費補助金	離島に居住する組合員及び配偶者が2日(2泊)以上、入退院したとき最も経済的な往復の2等船賃等を給付する。(出産の場合、出産に伴う疾病や異常分娩は該当)
	通院旅費補助金	離島に居住する組合員及び被扶養者が島外の医療機関で診療を受けたとき最も経済的な往復の2等船賃等を給付する。島内に診療科目が無い場合とするが、屋久島・徳之島等医師が常駐していない診療科目はケース毎に判断する。特別な事情がある場合は、組合員の申し出により判断することもある。
療養・休職者	療養見舞金	休職(90日を超える療養休暇を含む)中の組合員に年2回それぞれ30,000円を給付(自動)する。
	休職者見舞金	無給休職者に、給料月額8割を給付する。(共済組合の傷病手当金付加金の支給を受けられなくなった日以後12月を限度とする)
	休職退職者見舞金	500,000円(22歳未満の被扶養者(子・孫)には加算あり)。無給休職となった組合員が休職中若しくはその期間が満了して退職したとき(定年退職は除く)給付。復職後、休職の起因となった疾病を理由に退職する場合も含む。
組合員期間が引き続き20年以上で退職する組合員	退職組合員慰労費	退職したとき80,000円の旅行券を支給する。4旅行会社の中から選択。
組合員期間が10年以上で50歳に達した時までに結婚歴、出産歴のない組合員	組合員特別給付金	50,000円。(請求時効が2年のため請求忘れにより給付の権利を喪失する方もいるので注意)

### — 『松竹梅』 —

#### 豆知識

松竹梅は、中国の「歳寒三友」が入ったものといわれるそうです。「歳寒三友」とは、画題の一つで、松と竹は冬期に緑を保ち、梅は花を開くことから、こう呼ばれるようになった。松竹梅がめでたいものの象徴となった由来とは関係ないが、植物的には松が裸子植物の代表、竹が単子植物の代表、梅が双子葉類の代表で「松竹梅」は植物三界の代表が揃っている。またしめ飾りに用いるウツギは隠花植物の代表であるため、慶事に用いる代表的な植物を揃えると、植物界全体の代表が揃うこととなります。品物などの等級で「松」「竹」「梅」と分けることは本来なかったことだが、「並」と注文するよりも「梅」とした方が注文しやすく、植物の名に置き換えた方が美しいため、寿司屋などで等級として用いられるようになったみたいです。